

改正

令和3年7月5日条例第24号

市川市福祉有償運送運営協議会条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の登録の申請等に係る福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送をいい、特定非営利活動法人等（同条に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）が行うものに限る。以下同じ。）の必要性、利用者から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営を図るために必要な事項について協議する。

一部改正〔令和3年条例24号〕

(組織)

第3条 協議会は、委員11人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) タクシー事業者の代表者
- (3) 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の代表者
- (4) 福祉有償運送の利用者
- (5) 関東運輸局千葉運輸支局の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自らが所属する運送主体に関する事項の議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和3年7月5日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。